

# 地域の住民や団体の 自発的な活動を応援します

(協働のまちづくり)

町では、住民の主体性・自主性を尊重しながら、課題や情報の共有化を図り、住民や団体の実行力を活かす協働体制や取り組みを側面から支援しています。

そこで今回は、本年に取り組む事業の内容を紹介します。  
問い合わせ 住民協働課 ☎ 3 6 1 ・ 3 6 2

## 資材等支給事業



水路等の整備・補修工事で地域住民等自ら施工する工事に関し、町が作業に必要な資材の支給および重機の手配を予算の範囲で行います。(燃料は受益者負担になります)

申請者は、区長もしくは自治会長、その他団体の長で、事業主体は、区、自治会、その他団体となります。

資材等支給事業を希望する場合は、事前に住民協働課へご相談ください。

## 公園等愛護活動 推進事業

身近な公共施設である公園等の清掃や除草の維持管理について、地域の方々による環



境美化運動を応援する「公園等愛護活動推進事業」を行います。

**事業概要** 公園等の清掃や除草を行うとする団体が、町へ愛護団体として認定申請書を提出し、認定後に協定を交わし、環境美化を推進します。  
**報奨金** 公園等の面積および除草回数に応じて、基礎報奨金等を交付します。

**申請要件** 5人以上の地域住民または企業の従業員などで構成する団体

## 酒々井ブランド 創出事業

町における地域産業の発展と観光振興の推進を目的として、地域資源を活用した地域ブランド商品の開発・販売を図るための調査研究とPRを行う「酒々井ブランド創出事業」を行います。

- 事業概要**
- ① 町内の農産物や資源を使った、新たな特産品、加工品開発の調査・研究を行う。
  - ② 昨年12月に設置した酒々井ブランド創出会議と町商工会が連携し商品化と販路開拓をする。
  - ③ 町内の既存産品の見直しとリニューアルの検討を行う。
  - ④ 町と町商工会の委託事業であり失業者・新規雇用者2名を1年以上雇用する。



酒々井ブランドを創出します

## 職工組合「匠の会」 プロがあなたのお手伝い

職工組合「匠の会」は、酒々井町に居住または勤務している職人のグループで、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、部屋の段差やドア、雨戸等の修繕、雨漏りの修理、高所作業、漏水の修理、畳替え、部屋の増改築に関する相談等、お住まいに関することのお手伝いをしています。また、町の「ふるさとまつり」に参加し、刃物研ぎと住宅相談を実施しています。

このコーナーに関する問い合わせ 住民協働課 ☎ 3 6 1



活動団体紹介 ⑭

こんな活動を  
しています！

住民によるまちづくり



各団体のつながりも育ってきているようです

5月14日、中央公民館講堂を会場として「平成22年度住民公益活動補助金実績報告会」が開催されました。

補助金の交付を受けた6団体（平成22年度対象事業一覧参照）の代表者から熱のこもった発表があり、審査委員からは日頃の活動に感謝、感心しながらも今後の課題等について意見が出されました。様々な質疑応答が交わされ、皆さんのまちづくりの活動に一層の期待と関心が寄せられました。

問い合わせ 住民協働課 ☎ 361

## <平成22年度対象事業一覧>

団体名	事業名	事業の概要
酒の井の碑広場管理委員会	酒の井の碑広場の整備管理事業	町名の由来でもある酒の井の碑広場の環境整備を行い、町の文化と景観を育み、町民の憩いの広場にする。
しすい防犯パトロール「ブルドックス」	安全・安心の町づくり事業	防犯ボランティア活動を通じて、住みよい街づくりの一端を担い、社会、公共の福祉に貢献する。
酒々井すいすい倶楽部	酒々井の酒と水に因 <sup>ちな</sup> だ催し「新酒祭」の開催事業	「新酒祭」の開催により、酒々井の素晴らしさを参加者と共に心に刻み、豊かな地域づくりに寄与する。
駅前交流フェスティバル実行委員会	駅前交流フェスティバル	町民が相互に交流を図り親睦を深めるため、JR酒々井駅東口駅前交流広場で夏と冬の2回のお祭りを開催する。
B-Net子どもセンター	B-Net子ども夏祭り～子どもとつくる熱い夏～	子どもたちが主役となった町規模の夏祭りの企画・運営を通じて子どもたちの「考える力」「協調性」「責任感」を養わせる。
酒々井里山フォーラム	地域創造の里山活動	市民活動と地域住民、行政との協働のさきがけとなり、町民参加・協働による谷津保全のための情報・課題に共有化のための交流基盤づくりを行う。

東北地方太平洋沖地震

家屋被害を受けた方に  
見舞金を支給します

町では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により居住する家屋が破損し、修理をした方などに対して、見舞金を支給します。

### ■対象者

地震により、居住する家屋が破損した方（アパルト等の貸家、借家を除く）で次のいずれかに該当し、10万円以上の費用を要した方

- ① 修理工事をした方
- ② やむをえず家屋を解体した方

### ■見舞金

2万円（1世帯1回限り）

### ■手続書類等

- ① 見舞金申請書（役場総務課にあります。申請者の振り込み先口座番号等を記入していただきます）
- ② 工事領収書（原本）
- ③ 工事明細書（住宅の修理解体が確認できるもの）
- ④ 印鑑
- ⑤ 本人確認ができるもの（代理人の場合は、代理人本人の確認ができるもの）

### ■受取方法

口座振り込み

### ■申請・受付期間

6月1日（水）～平成24年2月29日（水）（土・日曜日・祝日を除く）

8時30分～17時15分

申請先・問い合わせ 総務課危機管理室 ☎ 215

